

『11月1日は「警備の日」』の活動状況

生活安全産業として、社会の安全・安心に貢献する警備業

全国組織「一般社団法人全国警備業協会」は11月1日を「警備の日」に制定しています。「警備の日」制定の目的は、社会の安全・安心への関心が高まる中で役割がますます重要になっている警備業への理解と信頼を高めることにあります。「警備の日」の日付は警備業法が1972年（昭和47年）11月1日に施行されたことにちなんでいます。

一般社団法人鳥取県警備業協会では11月1日を「警備の日」とし、「生活安全産業として、社会の安全、安心に貢献する警備業」「コロナ禍でもエッセンシャルワーカーとして活躍する警備業に対する理解と信頼を高める」ことを目的とする広報・宣伝活動を推進しております。

活動の紹介

街頭活動

令和3年10月27日から10日間、主に機械警備業務に従事する車両10台を鳥取市内・倉吉市内・米子市内を中心に区分けして「11月1日は警備の日」と印刷されたマグネットシールを貼付して巡回パトロールなどの通常業務を通じて走行しています。

その他活動

ハローワーク鳥取と鳥取県立ハローワークの協力により令和3年10月27日から10日間、二つのハローワーク内の展示コーナーに「警備の日」のポスター等の掲示や広報グッズ（警備の日ポスターや県内加盟企業名記載のチラシ入りのクリアファイル、ポケットティッシュ等）を置いていただき来訪者に自由に持ち帰ってもらっています。

